

締切迫る！「創業補助金」 (所長:奥村隆志)

非常に魅力的な「創業補助金」の最終期限がせまっています！

現在、以下の内容の「創業補助金」の募集が行われています。

	補助上限額	対 象
地域需要創造型起業・創業	200万円	地域での起業を考えている方
海外需要獲得型起業・創業	700万円	海外市場の獲得を念頭に国内で起業を考えている方
第二創業	500万円	事業承継を伴う後継者の新分野への挑戦

補助率 : 3分の2

補助対象経費 : 出店費用、店舗の賃借料、HP開設費用、スタッフの人件費、営業交通費等

募集期間 : 9/19 ~ 12/24 (当日必着)

応募先 : (公財)滋賀県産業支援プラザ

URL : http://www.shigaplaza.or.jp/h24_sougyouhojyokin/

この補助金の特筆すべき点は以下のとおりです。

- ・ 補助上限額が大きい。
- ・ スタッフ人件費も対象とするなど、補助対象経費の範囲が広い。
- ・ 既に個人事業を行っている方の「法人成り」も対象。
- ・ 既に法人事業を行っている経営者が、新たに別会社を設立して起業する場合も対象。
- ・ 3ジャンル合わせて、これまでの採択実績率は約75%と極めて高率。
- ・ 既に創業している場合であっても、平成25年3月23日以降の開業、会社設立であれば申請可能。
- ・ 第二創業の場合は、既に経営者が変更されている場合であっても、平成24年9月23日以降に代表取締役が変更されていれば申請可能。

このように、適用範囲が広く、非常に魅力的な補助金となっており、適用の可能性のある方は是非とも申請を検討されてはいかがでしょうか？

なお、申請に当たっては、かがやき税理士法人が「経営革新等認定支援機関」の認定を受けており、全面的にサポートさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

(奥村隆志)

【NISA(少額投資非課税制度)口座利用に関する注意点】(平井剛志)

新聞や雑誌、テレビCM等で話題になっておりましたNISA口座の開設がいよいよ平成25年10月から始まりました。実際の運用は平成26年1月1日(平成26年から平成35年間の10年間です。)ですが、それまでに再度メリットを確認しておきたいと思います。

口座開設の準備・口座を開設する金融機関を1つ選び、下記の書類を提出し、税務署から「非課税適用確認書」を交付されNISA口座が開設されます。

- (1)非課税適用確認申請書
- (2)非課税口座開設届出書
- (3)住民票の写し(H25年1月1日の住所が記載されたもの)

*Nippon Individual
Savings Account*

NISA口座のメリット

- ・NISA専用口座を使用して毎年100万円まで投資することができます。非課税投資総額は500万円(100万円×5年間)
- ・株式譲渡利益や配当がどれほど生じて、NISA口座内にある場合は上限なく非課税になります。
- ・確定申告は必要ありません。

NISA口座のデメリット

- ・NISA専用口座は現在のところ1人に付き一口座しか開設することができません。また、他の一般口座や特定口座の株式と損益通算は出来ません。これが一番大きなデメリットと言われています。
- ・NISA専用口座で保有している株式は一度売却してしまうと、その分の非課税枠は復活しません。また、100万円の非課税枠の内、60万だけ使用して残りの40万円分を使用しない場合は翌年に繰越は出来ません。残りの非課税枠は切り捨てになります。
- ・既に保有している株式等はNISA口座に移転できません。新規投資のみが対象です。
- ・4年間は他の金融機関に変更できません。従って最初の金融機関を慎重に選ぶ必要があります。

今後、金融庁は、普及を後押しするための制度改正として、1人につき1口座に限定されているNISA専用口座を、複数の金融機関で開くことや、課税が免除される対象を株式や株式投資信託のほか、国債などの公社債や公社債投資信託も加える方向で検討を進めていく模様です。



今回の一文字【一(いち)】 (城 知宏)

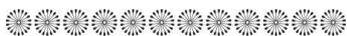
人は、様々なものを一つ一つに区切ります。逆から見れば、どんな大きなものでも一つ一つが集まり、積み重なって形作られます。

暦も、一年、一月、一日など、連続した長い長い時間を、一つ一つに区切られてきました。

今年もあと一月足らずで、一年の終わりを迎えます。そして、同時にまた新しい一年が始まるようとしています。終わりよければ全てよし。

必ずしもそう言い切れないこともありますが、少なくとも一年の終わりがよければ、次の一年をいい形で迎えられるのではないのでしょうか。

そのためにはまず、健康であることが第一です。朝晩の寒さが厳しくなり、体調を崩されている方も多くお見かけしますが、どうぞ皆様お体ご自愛下さい。



<TAX NEWS No4> かがやき税理士法人 発行
〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5F
TEL: 077-543-0881 FAX: 077-543-2432
E-mail: admin@kagayaki-tax.jp



編集後記 #
平成25年12月26日より 近江大橋が
無料開放されます。
国道1号線や瀬田の唐橋の渋滞緩和に
繋がればいいですね。